

[13] 一宮市保護施設等の設備及び運営の基準 に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「生活保護法」の規定に基づく救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設並びに医療保護施設並びに「社会福祉法」の規定に基づく社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2 条例の概要

保護施設等の設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
基本方針	利用者の意思及び人格を尊重し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。	愛知県と同じ
人員、設備及び運営の基準	省令に定める基準を満たさなければならない。	愛知県と同じ
その他	・利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、職員研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
その他	・施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 ・施設はその行った処遇に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日